

事業内容

定款から法人の設置目的・活動の種類・目的達成のため実施する事業を紹介します。

● 目的

第3条 この法人は、建築物等の落雷による損傷から保護するための雷保護設備等（雷保護システムという）について、関係者（生産者、使用者、販売者、学識経験者等）が、関係機関等と連携し、情報を交換しながら、調査・研究を実施し、その成果の公表と啓発活動、成果を基にした雷保護システム等の定期的な検査や保守点検の実施等を促進し、建築物や設備機器等国民の生命や財産を雷撃から保護することを目的とする。

● 特定非営利活動の種類

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

● 事業

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 建築物等の雷保護システムに関する調査、研究並びに合理的な設計、施工、検査及び保守点検システムの作成とその普及並びに促進に関する事業
- (2) 建築物等の雷保護システムに関するホームページ開設、会報誌発行等による情報提供、発信事業
- (3) 建築物等の雷保護システムに関する講演会、研修及び出版等による災害防止、普及活動事業
- (4) 建築物等の雷保護システムに関する情報交換及びネットワーク事業

以上となります。

下線の解説は次葉に示す。

(解説)

定款 第3条・第5条における「雷保護システムに関する」について補足解説

雷保護技術は社会変化と並んで進展しています。

2000年以降、社会に広まったコンピューター機器を用いた「情報通信技術」はICT (Information and Communication Technology)社会といわれています。

ICT技術で用いる電気・電子機器は雷サージ (lightning surge) による被害の現状は対策を必要としています。

そこで、特定非営利活動法人 雷保護システム普及協会 (以下：普及協会) ではこの課題を解決すべく業界の専門家集団の参画をえて民間資格「雷保護システム技能者」講習にもその内容を取り入れたものとしています。

当普及協会の主な業務分野は設立時の定款の趣旨に沿って、雷保護設備の合理的な設計・施工・検査及び保守点検システムの充実について努めています。

しかし、雷被害は、建物を直撃する被害以外にも電気・電子機器への被害が報告されていることから、雷保護システム技能者は、建築物等の雷保護分野から電気・電子機器の雷保護分野の保守についても精通した技術者として活躍が期待されている現状があります。

近年、雷保護技術の分野では国際規格にそって用語定義が変化しております。

過去の規格や法規では「避雷設備」といえば「避雷針を設けた建物保護を主体とした雷保護」でしたが、規格の定義から避雷設備は主に外部雷保護システムと内部雷保護システムとしています。これを雷保護システムと定義されています。用いる用語は、雷保護システム (LPS: Lightning Protection System) となります。

また、電気・電子機器の雷保護対策では、落雷時に発生する雷サージによる電気・電子機器の雷害対策としてのSPM (Surge Protection Measures) の構築となります。

「雷保護システム技能者」の所掌する業務の範囲は、建物保護のLPS及び電気・電子機器の雷保護SPMを含む一体的に設置された総合的雷保護システム*の検査や保守点検業務になります。

当普及協会では「雷保護技術」を広く社会に普及する環境を目指して総合的雷保護システム技能者の育成を目指して「雷保護システム技能者」講習会*を開催しています。

定款で扱う用語には「雷保護システムに関する」**と記載がありますが、これらの背景によっています。

【注記】

*現在の告示で採用されている規格とは異なり、ここでは雷保護の最新JISであるJIS Z 9290 雷保護をもとに業務範囲の定め総合的雷保護システムと明記しています。

**社会変化に伴い、「定款」の用語も見直しを図ること計画しています。